



特区の最近の動きについて

令和 5年 4月 27日

特 区 担 当

▶ 下記事業の活用に係る、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）国家戦略特別区域の区域計画の変更について、内閣総理大臣の認定を受けた。

○令和4年12月22日認定事業（特例措置の新規活用）	区域
<p>◆ 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（実施主体：兵庫県）</p> <p><創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例></p> <p>（特例措置前）</p> <p>外国人が創業のために入国するには、入国時に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の確保 ・ 2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金 等の要件確認が必要。 <p>（特例措置）</p> <p>上記要件を入国後6ヶ月以内に満たす見込みがあるとして、自治体から創業活動の事業計画の認証を受けた場合、入国を認める。</p>	兵庫県
<p>◆ 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（実施主体：兵庫県）</p> <p><創業人材の事業所確保に係る特例></p> <p>（特例措置前）</p> <p>上記特例を活用して入国した場合、入国時に6ヶ月以内に事業所を確保する見込み等の要件があり、事業所には、構造上及び利用上の独立性を有していないコワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない。</p> <p>（特例措置）</p> <p>一定の要件（※）を満たせば、初回の在留期間更新から最長1年間に限り、自治体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスも事業所として認める。</p> <p>（※）当該外国人が事業活動状況等を関係地方公共団体に定期的に報告すること等</p>	兵庫県
○令和5年3月24日認定事業（特例措置の実施区域拡大等）	区域
<p>◆ 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（既実施8市を大阪府全域へ拡大）</p> <p><外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例></p> <p>（特例措置前）</p> <p>外国人の家事支援活動は、外交官や高度外国人材などが雇用する場合を除き、入国・在留が認められない。</p> <p>（特例措置）</p> <p>自治体と関係行政機関により構成する第三者管理協議会による管理の下、一定の基準を満たす（※）家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を認める。</p> <p>（※）本邦において3年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること等</p> <p>（既実施市：大阪市、豊中市、池田市、箕面市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市）</p>	大阪府

◆ 国家戦略特別区域工場等新增設促進事業（実施主体追加：八尾市）

＜工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例＞
（特例措置前）

工場新增設の際に確保すべき緑地面積率は敷地面積の20%以上（以下「緑地面積」という）とする。

重複緑地（※1）の緑地面積への算入は、緑地面積の25%以下としなければならない。

（特例措置）

市町村が特例措置を適用した条例の制定により、重複緑地の緑地面積への算入基準が緩和（25%以下⇒100%以下）できる。八尾市は、重複緑地（※1）を100%緑地面積に算入することとした。

（※1）事務所棟や工場棟の屋上緑化、緑化駐車場など

（既実施市：堺市、泉大津市）

○緑地面積率

	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域（準工業地域）	主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）	区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域	重複緑地率
国準則	20%以上				25%以下
国家戦略特区法	1%以上	1%以上	1%以上	1%以上	100%以下
	※条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域（準工業地域）	主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）	区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域	重複緑地率
八尾市の活用	20%以上	15%以上（※2）	10%以上（※2）	20%以上	100%以下

（※2）現行制度内で一定の緩和制度があり、それを適用

特区活用部分

大阪府